令和3年2月5日 第1号

旦過地区土地区画整理事業

図 回 整選 = ユース ~っなげよう 未来の旦過市場へ~

【発行】北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室 〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町 1 - 3 5

電話:093-511-7123/Fax:093-511-7120 E-mail: ken-kantaketanga@city.kitakyushu.lg.jp

事業計画を決定(2月10日公告)し、事業が始まります!

旦過地区土地区画整理事業の事業計画を決定します。

これまで皆様と一緒に計画の策定等を進め、令和2年3月に土地区画整理区域の 都市計画決定を行った旦過地区につきましては、お知らせしていたとおり、国から 事業の認可を受け、2月10日付けで事業計画を決定し、公告いたします。

今後は、土地区画整理審議会の設置や詳細設計など事業が本格化します。

市場関係者の皆様と協力しながら事業の推進と旦過市場の更なる賑わいの創出に 向けて取り組んでいきますので、よろしくお願い致します。

- 事業名称 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業 -
- 2 事業目的 旦過地区土地区画整理事業と隣接す る神嶽川の河川改修を合わせて実施 することにより、神嶽川の溢水によ る浸水対策や市場建物の老朽化、密 集化など防災面の課題を解決すると ともに都市部の更なる賑わいを創出

するもの。

- 3 4 億 3 、 5 0 0 万円 3 事業費
- 事業期間 令和2年度から令和9年度(約7年間) 4
- 事業面積 約6,000㎡ 5



当面の事業スケジュールについて

事業計画の決定:R3.2.10

○事業が始まります。 (事業着手)

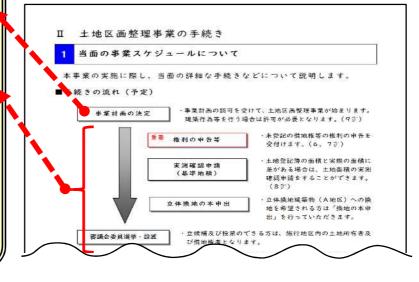
今後の予定

- ○権利の申告等
- ○実測確認申請 (基準地積)
- ○立体換地の本申出
- ○審議会委員選挙・ 審議会の設置

ほか

★『土地区画整理事業のしおり』 をご参照ください。

※『土地区画整理事業のしおり』5ページ



各種申告(届出)について

本格的な事業着手に伴い、未登記権利を有している方などは、申告(届出)が必要となります。

また、令和3年度の早い時期に土地区画整理審議会を設置したいと考えていますが、審議会委員の選挙権・被選挙権を確定させるためにも申告(届出)が必要になります。

主なものは、次のとおりです。

- ●未登記の借地権等の申告
- ●相続届出
- ●代表者の選任
- ●実測確認申請

※申請は、事業計画の決定の公告の日から90日以内。(令和3年5月21日(金)まで)

- ●建築行為等の制限
- ★詳しくは別に配布しております『土地区画整理事業のしおり』をご参照 ください。

土地区画整理審議会

旦過地区土地区画整理事業を施行するにあたり、権利者の皆さんの意見を反映 して事業を進めるため、土地区画整理審議会を令和3年度に設置したいと考えて います。(土地区画整理法第56条)

審議会とは、土地区画整理事業が民主的かつ公平に運営されるよう施行者(市)の諮問機関として設置されるものです。

審議会は、施行地区(旦過地区)内の土地所有者や借地権者の中から選挙で選ばれた方々と学識経験者で構成され、換地計画や仮換地の指定などの重要な事項について協議等を行います。

<選挙権及び被選挙権>

- ●投票できる人(選挙権)
- ・施行地区(旦過地区)内に土地を所有している方
- ・施行地区(旦過地区)内に建物の所有を目的として宅地を借りている方
- ●立候補できる人(被選挙権)
- ・投票できる人は立候補できます。
 - ★別に配布しております『土地区画整理事業のしおり』をご参照ください。

<区画整理ニュースを発行します>

旦過地区土地区画整理事業がいよいよ始まりますが、土地区画整理事業を進めるにあたって、いろいろと権利に関する重要な手続き等がございます。

今後、施行者である市からそれらの情報を『区画整理ニュース』でお知らせしていきます。